

事業者各位

名古屋市

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

公共工事については、「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）により、元請負人が下請契約を締結するときは、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされたところです。

本改正部分については、平成27年4月1日以降に本市と元請契約を締結する案件から適用されますので、適切に対応していただきますようお願いいたします。

<国土交通省作成参考資料>

取組の概要

<http://www.mlit.go.jp/common/001050129.pdf>（5頁目参照）

施工体制台帳等活用マニュアル

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000003.html

※作成及び提出についてご不明な点があれば受注工事の監督員までお尋ね下さい。

【お問い合わせ先】

住宅都市局監理指導室	:	972-2912
緑政土木局技術指導課	:	972-2812
上下水道局技術管理課	:	889-1055
交通局技術管理課	:	972-3924